

内閣府の支援制度について

令和6年8月22日(木)



内閣府 民間資金等活用事業推進室

政策調査員 竹下麗歌

PPP / PFI推進に活用できる支援制度

5) 地域プラットフォーム形成支援

支援内容: 地域プラットフォームの立ち上げや運営を支援
支援対象: 地域プラットフォームの継続的な取組実施を通じてPPP/PFI案件形成を目指す地方公共団体等
支援方法: 内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

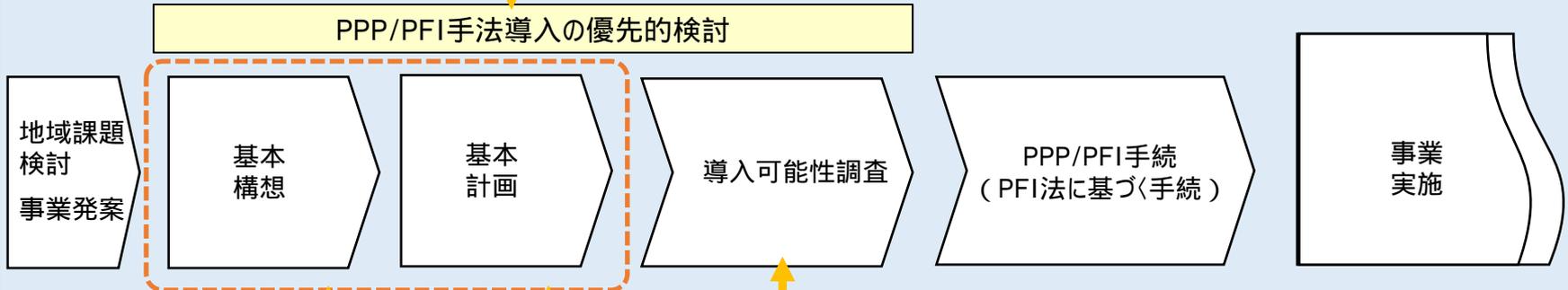
地域におけるPPP/PFI促進環境

2) 優先的検討規程運用支援

支援内容: 優先的検討規程の策定や運用を支援
支援対象: 優先的検討規程の策定や運営の改善を図ろうとする地方公共団体
支援方法: 内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

PPP/PFI手法導入の優先的検討

事業の段階



3) 民間資金等活用事業調査費補助金

支援内容: 導入可能性調査等の実施を補助金により支援
支援対象: 公共施設等運営事業等を実施予定の地方公共団体
支援方法: 原則 10,000 千円上限。都道府県及び政令指定都市は、公共施設等運営事業に関するものを除き、補助率を 1/2、原則 5,000 千円上限として支援

4) 高度専門家による課題検討支援

支援内容: 公共施設等運営事業等の課題解決方策の検討を支援
支援対象: 公共施設等運営事業等を実施予定の地方公共団体等
支援方法: 内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

1) PPP/PFI専門家派遣制度

支援内容: 専門家による講演、基礎的内容や具体的案件に関する助言
支援対象: PPP/PFIに取り組む地方公共団体等
支援方法: 内閣府が委嘱したコンサルタント又は地方公共団体職員を半日程度派遣。複数回の派遣も可能

6) 協定プラットフォームに参画する地方公共団体の事業化支援

支援内容: マーケットサウンディング実施や簡易検討(簡易VFM作成など)を支援
支援対象: 協定プラットフォームに参画する地方公共団体
支援方法: 内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

1) PPP/PFI専門家派遣制度の概要

- 1 PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 1 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和5年度末までに延べ476件。

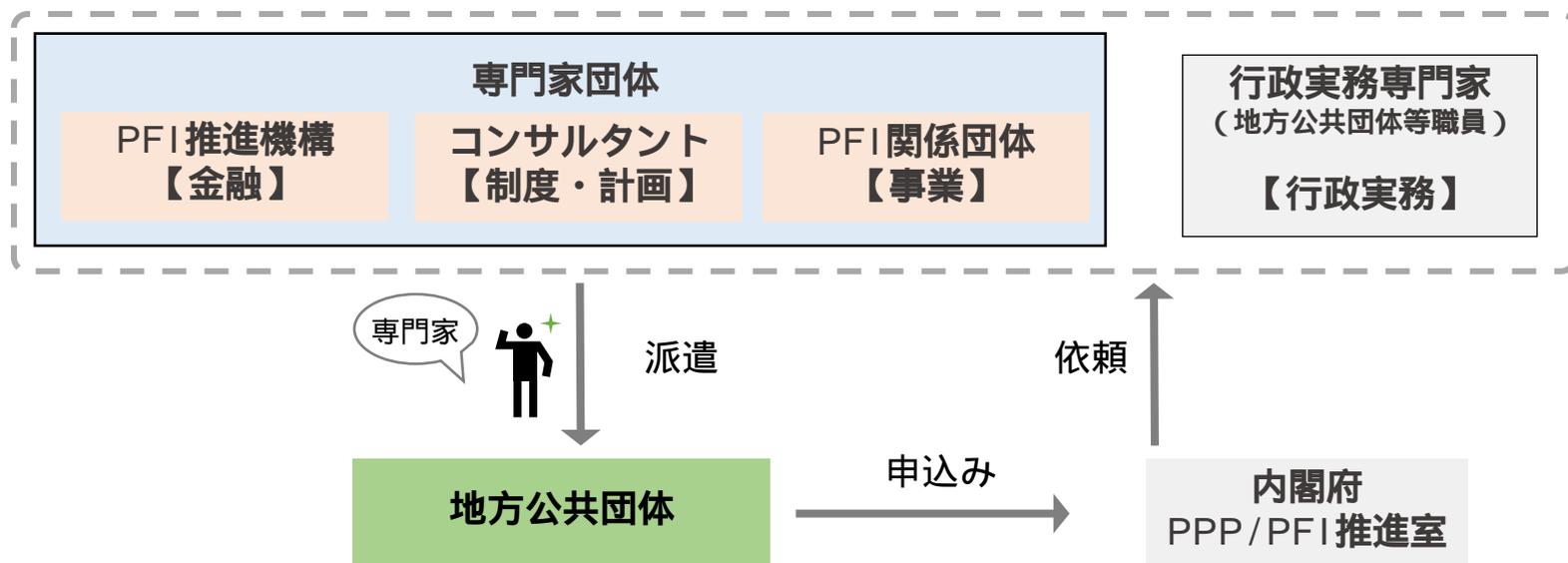
【専門家派遣制度の概要】

PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度（平成23年度より派遣開始）

地方公共団体等からの申込内容に応じ、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）
専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施

PPP/PFI事業について、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会対応、庁内合意形成など、行政実務に関しての実務経験・実績を豊富に有する地方公共団体等の職員の方を、「PPP/PFI行政実務専門家」として、令和3年9月より派遣開始

令和4年7月から、金融・ファイナンスに関する専門家派遣要請に対応するため、機構職員の方を派遣
通年で受付中、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担



PPP / PFI事業実施にあたり専門家派遣を活用した事例

学校給食
センター

学校給食センター整備運営事業

- ・A市では、従来の学校給食センターの機能に加え、市民の健康増進及び地元食材PRに資する事業者による食育レストラン（自主事業）を展開。
- ・本事業については、平成23年度に内閣府の専門家派遣を通じて、基礎知識の習得を含む給食センター整備運営へのPFI手法導入支援を行い、その後、市は検討を進め、平成25年度末に実施方針の公表を行うに至った。



スポーツ施設
- 体育館 -

市民体育館再整備事業

- ・B市では、体育館施設の老朽化と耐震化および多様な市民ニーズへの対応といった課題を解決するため、民間ノウハウを活用し、効果的・効率的な事業運営を実施することを決定。
- ・本事業については、平成27年度に内閣府の専門家派遣を通じて、基礎知識の習得・庁内の検討体制構築等の観点からPFI手法導入支援を行い、その後、市は検討を進め、平成31年2月に実施方針の公表を行うに至った。



まちづくり

駅前地区土地活用事業

- ・C市では、新幹線開業に向け駅前公有地を活用し、民間企業と共に、ホテル、飲食・物販テナント、子育て支援施設、本を核とした知育・啓発施設、広場公園を官民連携事業として複合的に整備し令和4年9月に開業した。
- ・本事業については、平成28年度に内閣府の専門家派遣を通じて、サウンディング調査の流れや実施方法について支援を行った。



【写真はイメージです。】

PPP/PFI事業実施にあたり複数回の専門家派遣を活用した事例

廃棄物
処理施設

廃棄物処理施設整備運営事業

- ・D市は、循環型社会に適した処理システムを確立し、民間事業者の創意工夫による財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を目的に事業化を決定。
- ・本事業については、専門家派遣を通じて、平成24年8月にPPP/PFI事業スキームの検討支援を行い、同年12月に民間事業者のインセンティブ確保等に関する検討支援を実施。その後、市は検討を進め、平成26年12月に実施方針の公表を行うに至った。



まちづくり

駅前再開発事業

- ・E市では、商業・行政機能が集積する駅周辺を事業計画地と定め、交流都市拠点形成を目的に民間ノウハウを活用し、効果的・効率的な事業運営を実施することを決定。
- ・本事業については、内閣府の専門家派遣を通じて、平成24年度に基礎知識の習得・事業スキーム等の観点からPFI手法導入支援を行い、平成25年度に市が検討したVFMの妥当性検討支援を実施。その後、市は検討を進め、平成26年4月に実施方針の公表を行うに至った。



スポーツ施設
- 体育館 -

市民体育館整備運営事業

- ・F市では、老朽化と耐震化、多くの市民が利用可能となるバリアフリー化および新たなスポーツ競技受入れに対応することを目的に事業化を決定。
- ・本事業については、内閣府の専門家派遣を通じて、平成25年度に2回の基礎知識の習得・基本計画の策定方法等の観点からPFI手法導入支援を行い、平成26年度には導入可能性調査の実施に必要な検討を支援。その後、市は検討を進め、平成28年5月に実施方針の公表を行うに至った。



【写真はイメージです。】

2) 優先的検討規程運用支援

募集期間: 令和6年1月11日～3月1日正午

概要

「優先的検討規程」とは、地方公共団体が公共施設の整備等を行う場合、自ら行う従来型手法に優先して、PPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程

この規程の策定と、規程を運用して具体的な事業をPPP/PFI方式で進捗させる過程に対し、職員及び内閣府が委託して派遣するコンサルタントが助言・指導等して支援

支援内容

支援対象

優先的検討規程を令和6年度末までに策定予定又は策定済みで運用の改善を図ろうとする地方公共団体

支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

- (1) 人口20万人未満の地方公共団体
- (2) 優先的検討規程が未策定の地方公共団体
- (3) 今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体的な事業がある地方公共団体

具体的な支援事項(例)

コンサルタントによる資料提供や助言、内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、地方公共団体が行う優先的検討規程の策定、あるいは、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を実際に事業化することを念頭に支援

- ・ 優先的検討規程の策定・運用に関する助言
- ・ 他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供
- ・ 対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴に関する情報提供
- ・ 優先的検討規程策定に関する庁内勉強会等におけるPPP/PFIの基礎知識を始めとした講義対応
- ・ 対象事業の企画から事業者選定までの手順について、シナリオ・手順フロー図を作成するために必要な情報の提供

等

これまでの支援事例



庁内勉強会における講義
若狭町(福井県)
(令和3年度支援)



庁内勉強会における講義
豊明市(愛知県)
(令和3年度支援)

3) 民間資金等活用事業調査費補助金

募集期間:令和5年11月15日～12月26日正午

概要

公共施設等運営事業等を推進するため、地方公共団体に対し、公共施設等運営事業等の導入に係る検討に要する調査委託費を助成することにより、公共施設等運営事業等の案件形成を促進。

公共施設等運営事業等とはPPP/PFI 推進アクションプラン（令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定）における「類型：公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（コンセッション事業）」、「類型：収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業」、「類型：公的不動産の有効活用を図るPPP事業（公的不動産利活用事業）」又は「類型：サービス購入型などのPPP/PFI事業」をいう。

支援内容

対象機関

公共施設等運営事業等を実施しようとする地方公共団体

対象分野

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第二条各号に規定されている施設でかつ事業段階が早期である等のため所管省庁が明確でない事業、あるいは、複数の省庁に所管がまたがる事業

(例) 公有地における何らかの公共施設整備、公営住宅と社会福祉施設との複合施設、体育館と運動公園の整備、上下水道一体の管理等

調査内容

導入可能調査

- 公共施設等運営事業等の導入前に、公共施設等運営事業等導入の可能性、対象事業の範囲、官民のリスク分担、広域化等を検討

デューデリジェンス

- 公共施設等運営事業等の導入前に、対象施設や対象事業について、資産、法務、財務等の状況を調査するもの

PPP/PFI
案件形成の
流れ

事業
立案

事業化検討

導入可能性調査
デューデリ
ジェンス

事業手法
決定

PPP/
PFI
手続

事業
実施

補助対象経費

調査費用のうち、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費（委託費：原則1,000万円上限。都道府県・政令指定都市の公共施設等運営事業を除く事業は、補助率1/2、原則500万円上限。）

支援スキーム



これまでの支援事例

宮城県上工下水一体官民連携運営事業

< 事業経緯 >

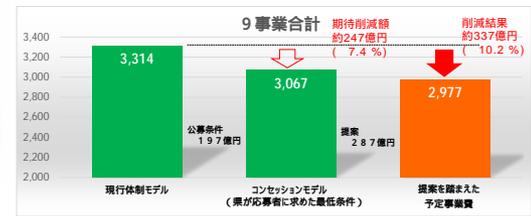
宮城県は、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業への公共施設等運営権制度の導入を検討する際に必要となる調査について、本補助を活用して導入可能性調査やデューデリジェンスを実施（H28年）

- R1.11 実施方針公表
- R3.3 運営事業者の選定
- R3.12 実施契約の締結
公共施設等運営権の設定
- R4.4 運営事業の開始

< 事業範囲 >



< 事業費の削減効果 >



(出典) 宮城県HP

4) 高度専門家による課題検討支援

募集期間: 令和6年1月11日～3月1日正午

概要

高度な専門的検討を必要とする、公共施設等運営事業（コンセッション事業）、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業、ウォーターPPPによる事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家等による助言や情報提供等の支援を実施

支援内容

支援対象

高度な専門的検討を必要とする以下のいずれかに該当するPPP/PFI事業を実施しようとしている地方公共団体等

- 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（コンセッション事業）
- 収益型事業（収益施設の併設・活用等事業収入等で費用を回収する事業）
- 公的不動産利活用事業
- PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業
- 指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業
- ウォーターPPPによる事業

支援対象の選定では、今後の展開が期待されるモデル性のある案件を優位に評価します。
導入可能性調査開始前の検討段階の事業が対象です。

具体的な支援事項(例)

内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等のほか、支援対象事業を実現するために専門的検討が必要な課題について、高度な専門的知識を有する専門家が、参考となる情報提供や解決法策の検討に対する助言等を実施

- 法令上の制約事項や会計・税務の制度等を踏まえた最適な事業スキームの検討に対する助言
 - 事業採算性の検証の実施に関する助言
（民間事業者ヒアリング、事業収支シミュレーションの実施等）
- 等
対象事業の課題に応じた支援を実施します

これまでの支援事例

大阪市
(平成28年度支援)

設置者が「地方独立行政法人」となる場合の事業スキーム・運営体制について、高度専門家より**法務的な知見**を整理

『大阪中之島美術館』

事業主体: 地方独立行政法人 大阪市博物館機構
事業方式: 公共施設等運営権(コンセッション)方式

- H30.10 実施方針(案)公表
- H31.4 機構(地独)設立
- R1.6 実施方針公表
特定事業選定
事業者募集開始

- R2.4 事業者決定
実施契約締結
- R4.2 開館



<イメージパース>

5) 地域プラットフォーム形成支援

募集期間: 令和6年1月11日～3月1日正午

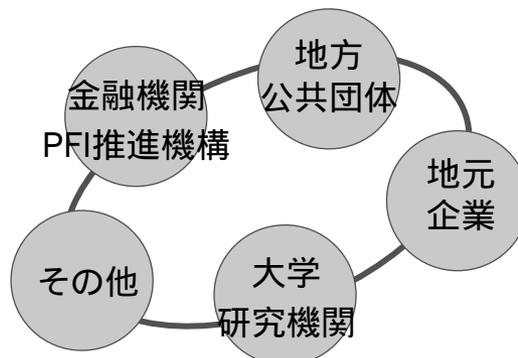
概要

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の立ち上げや運営を支援
 地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、他の地方公共団体への横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査を始め案件形成に資する支援を併せて実施

支援内容

支援対象

地域プラットフォームの継続的な取組実施を通じて、多様なPPP/PFI案件の形成を目指す地域
 複数の地方公共団体等で構成される広域的な地域プラットフォームを重点的に支援



【地域プラットフォームイメージ】

具体的な支援事項(例)

コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの立ち上げから支援終了後の継続的な運営体制の構築までをサポート

- ・ 構成員の決定、活動計画策定の支援
- ・ セミナー等の開催準備、企画立案、運営の支援
 （参加者募集、実施企画の提案、講演者手配、必要資料作成 等）
- ・ 支援終了後の継続的な運営体制構築や運営方法について助言

地域プラットフォームに寄せられる案件（横展開の可能性が高いもの）に対し、事業の実現性を高めるための情報提供、助言や、今後の方向性を提示

- ・ プラットフォームを通じたサウンディング調査（民間事業者の参入意向や参入条件等の確認）の実施及び結果分析の支援
- ・ 対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴、事業実施に向けたスケジュール、検討項目、取り組む際の留意点等の情報提供 等

これまでの支援事例



セミナーの開催
 （かがわPPP/PFI地域プラットフォーム：
 令和2年度支援）



セミナーの開催
 （群馬県PPP/PFIプラットフォーム：
 令和3年度支援）

国による支援事業の公表(令和6年8月)

内閣府および関係省庁では地方公共団体等におけるPPP/PFIの導入と案件形成を促進するため各種支援事業を実施している。各府省庁の支援事業周知を目的として、支援概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を公表。
 (各支援事業により、通年または特定の時期の実施、今年度当初予算では計上されていないなどがある。)



内閣府の政策 組織・制度 広報・報道 活動・白書等 情報提供

国による支援事業

内閣府のみならず関係省庁のPPP/PFIに係る支援事業について更なる周知を図りPPP/PFIの導入促進と案件形成を一層促進する目的から、各府省の支援事業概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を作成しました。積極的にご活用いただき、更なるPPP/PFI導入と案件形成の促進に役立てていただければと存じます。

※各支援事業については、通年で実施するもの、特定の時期に実施する、今年度当初予算では計上されていないものがそれぞれありますので、各支援事業の詳細については関係省庁にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

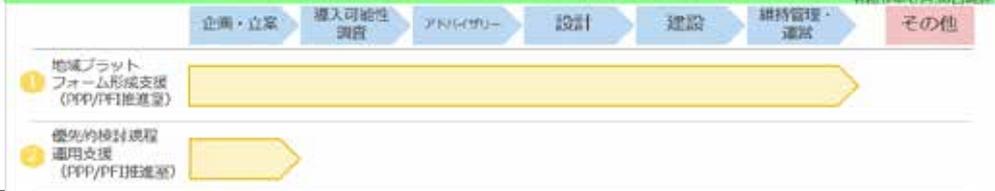
1. [令和6年度 国による支援事業の概要\(PDF形式:344KB\)](#)
2. [令和6年度 国による支援事業リスト\(Excel形式:50KB\)](#)

データ項目(例)

- 支援対象
- 支援対象とする事業段階
- 支援内容(概要、補助率等)
- 問合せ先 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html

国による支援事業の概要(内閣府) 1/2



番号	府省庁	事業名等	支援対象		支援対象とする事業段階								
			支援対象者	事業分野/対象施設	全般	企画・立案	導入可能性調査	アドバイザリー	設計	建設	維持管理・運営	その他	
1	内閣府	地域プラットフォーム形成支援	・地方公共団体等 ・地方公共団体等を構成員として含む構成体	・特になし	○								

支援内容			問合せ先		
補助率等	概要	URL	担当部署・課	電話番号	e-mail(任意)
内閣府が費用を負担	・内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場(地域プラットフォーム)の形成や運営を年間を通して支援	https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/r5/r5_index.html	内閣府民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室)	03-6257-1655	

PFI事業基礎データベースの公表(令和6年3月)

PFI事業促進を目的として、情報を一元化したPFI事業基礎データベースを公表。
(令和5年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったもの。)



English 検索

内閣府の政策 | 組織・制度 | 広報・報道 | 活動・白書等 | 情報提供

内閣府ホームページ > 内閣府の政策 > 民間資金等活用事業推進室(PFI/PJ/PJ推進室) > 各種PFI情報 > PFI事業情報

PFI事業情報

PFI事業 基礎データベース

PFI事業促進を目的として、情報を一元化し、「PFI事業 基礎データベース」を作成しました。

掲載している情報は、令和4年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったものです。

[PFI事業 基礎データベース\(Excel形式:318KB\)](#)

データ項目(例)

- ・事業分野
- ・事業手法
- ・事業スケジュール
- ・事業者(代表企業、構成企業等)
- ・契約金額
- ・VFM 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jigyou/jigyou_index.html

事業名・事業主体				事業内容											
項番	1-1. 事業名	1-2. 事業主体	2-1. 管理者種別	2-2. 自治体コード	3-1. 事業地点	3-2. 施設用途(主)	3-3. 事業分野(主)	3-4. 施設用途	3-5. 事業分野	3-6. 施設用途	3-7. 事業分野				
338	中央合同庁舎第8号館整備等事業	国土交通省 内閣府	国	-	東京都千代田区	庁舎	行政	なし	非該当	なし	非該当				
762	内閣府新庁舎(仮称)整備等事業	国土交通省 内閣府	国	-	東京都千代田区	庁舎	行政	なし	非該当	なし	非該当				
事業の特徴(事業手法・他の事業手法・事業者の収入)				事業者の経過・スケジュール							事業者(落札者)				
4-1. 事業手法	4-2. PFI方式以外の事業手法の有無・内容	4-3. 事業者の収入サービス対価(発注者からの対価)	4-4. 事業者の収入利用者等からの収入(要求水準として内容指定)	4-5. 事業者の収入利用者等からの収入(任意)	4-6. 任意事業の内容	5-1. 実施方針(案)/実施方針公表日	5-2. 特定事業選定日	5-3. 契約締結日	5-4. 供用開始日	5-5. 契約終了日	5-6. 運営権開始日	5-7. 運営権終了日	6-1. 事業者(代表企業)	6-2. 事業者(その他構成企業)	6-3. 事業者(協力企業)
・BTO	・行政財産の使用許可			x	非該当	2009/4/13	2009/6/16	2010/2/17	2014/4/1	2024/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・太平ビルサービス株式会社	株式会社日建設 東日本電信電話株式会社 株式会社日建設 株式会社ニッコトラス
・BTO	・行政財産の使用許可			x	非該当	2019/11/25	2020/4/6	2021/1/29	2025/10/1	2040/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・太平ビルサービス株式会社	株式会社日建設 東日本電信電話株式会社 株式会社ニッコトラス

第1回「PPP / PFI事業優良事例表彰」 受賞事業

第1回「PPP/PFI 事業優良事例表彰」において、

公募の結果、合計63件（部門A:21件、部門B:42件）の応募があり、大臣賞、優秀賞及び特別賞の計10件の受賞事業を決定しました。

○各受賞事業の概要は、内閣府PPP/PFI推進室HPを参照のこと。

URL : https://www8.cao.go.jp/pfi/hyosho/yuryojirei_index.html

<大臣賞>

事業名	地方公共団体等名	部門名
宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）	宮城県	部門A
旧苅田家付属町家群活用事業（城下小宿 糺や）	岡山県津山市	部門B

<優秀賞>

事業名	地方公共団体等名	部門名
南紀白浜空港民間活力導入事業	和歌山県	部門A
鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糺町庁舎整備等事業	鳥取県 鳥取県米子市	部門A
伊達市学校給食センター整備運営事業	北海道伊達市	部門B
妙高市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託	新潟県妙高市	部門B
飯綱山公園官民連携魅力向上事業	長野県小諸市	部門B

<特別賞>

事業名	地方公共団体等名	部門名
長井海の手公園等交流拠点機能拡充事業	神奈川県横須賀市	部門A
三条市社会資本に係る包括的維持管理業務（嵐北地区）	新潟県三条市	部門B
金谷地区生活交流拠点整備運営事業	静岡県島田市	部門B

部門A：人口20万人以上の地方公共団体、国等で事業化された事例部門

部門B：人口20万人未満の地方公共団体で事業化された事例部門

PPP/PFIに関するお問合せについて

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します
連絡先：内閣府PPP/PFI推進室 03-6257-1655（直通）

問い合わせいただいている主な質問の例

1．PPP/PFI全般

- ・コンセッションについて教えてほしい。
- ・〇〇（例：学校空調整備）を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2．PFI法関連解釈

- ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・〇〇（例：温泉施設）はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

3．PPP/PFI支援措置

- ・PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

4．PPP/PFI優先的検討規程

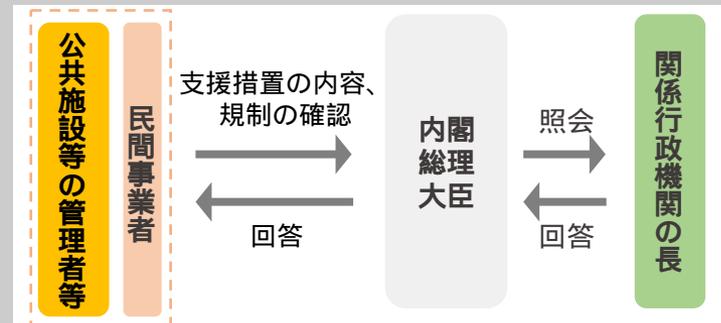
- ・優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

ワンストップ窓口制度

平成30年度のPFI法改正により、『ワンストップ窓口制度』が位置づけられました。

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができるようになりました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。



PFS (Pay For Success) / SIB (Social Impact Bond) の概要

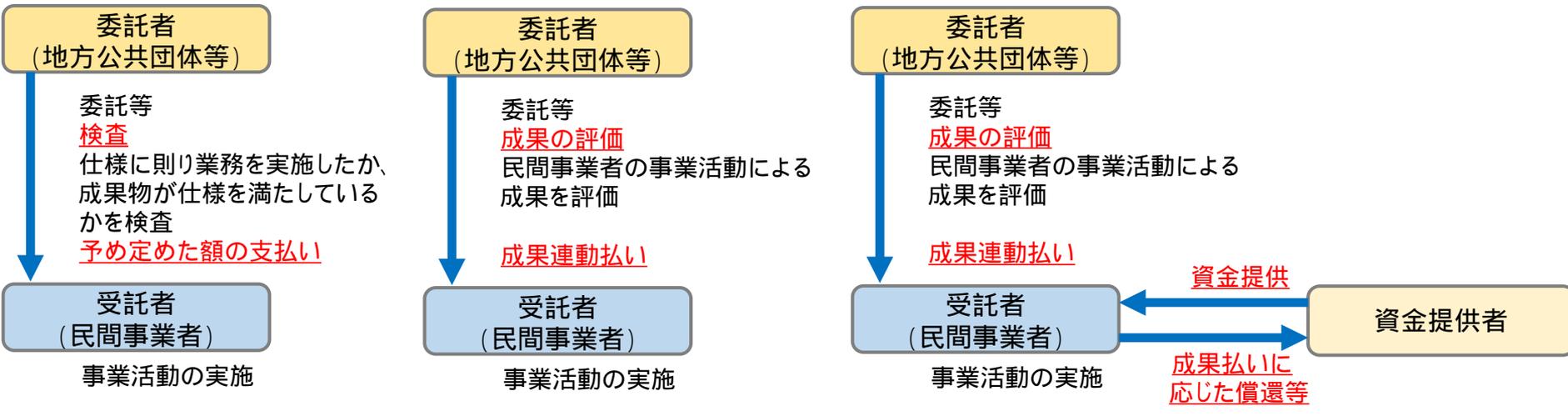
PFS / SIBとは

- 1 PFS (成果連動型民間委託契約方式) は、社会課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払う官民連携の手法
- 1 民間の創意工夫を最大限引き出すことにより、従来型委託方式に比べて、社会課題が効果的に解決されることが期待される
- 1 PFIが主にインフラ・公共施設に係る歳出の効率化を図る手法であることに対して、PFSはソフト事業に係る歳出の効率化を図る手法
- 1 PFSの一類型であるSIB (ソーシャル・インパクト・ボンド) は、当該事業にかかる資金調達を金融機関等の資金提供者から行い、その償還等を成果指標値の改善状況に連動した地方公共団体等からの支払額等に応じて行われる手法

【従来型委託方式】

【PFS】

【SIB】



【PFS事業例】 東京都八王子市「大腸がん検診・精密検査受診率向上事業」

社会的課題	様々な受診勧奨を実施しているものの、未受診、不定期受診者層への対策が課題	成果指標【目標値】	大腸がん検診受診率【19%】 精密検査受診率【87%】 早期がん発見者数【11人】
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> 大腸がんの早期発見・早期治療による市民の健康寿命の延伸 市民・行政双方にとって医療費負担の抑制 	委託費	0～9,762千円
事業対象者	八王子市国民健康保険被保険者で、前年度大腸がん検診未受診者(約6.5万人)のうち、サービス提供者がAIを活用し、受診確率の高い1.2万人を抽出	事業期間	3年間(平成29年度～令和元年度)
		受託者	株式会社キャンサーキャン
		PFS事業効果	約39,144千円(医療費適正化効果)

PFS導入に係る支援メニュー

講師派遣制度【随時募集中】

内閣府の職員を派遣して職員研修等を実施

専門家派遣制度【随時募集中】

成果評価や行政実務について知見のある専門家を半日程度派遣

案件形成支援事業【令和6年度公募終了】

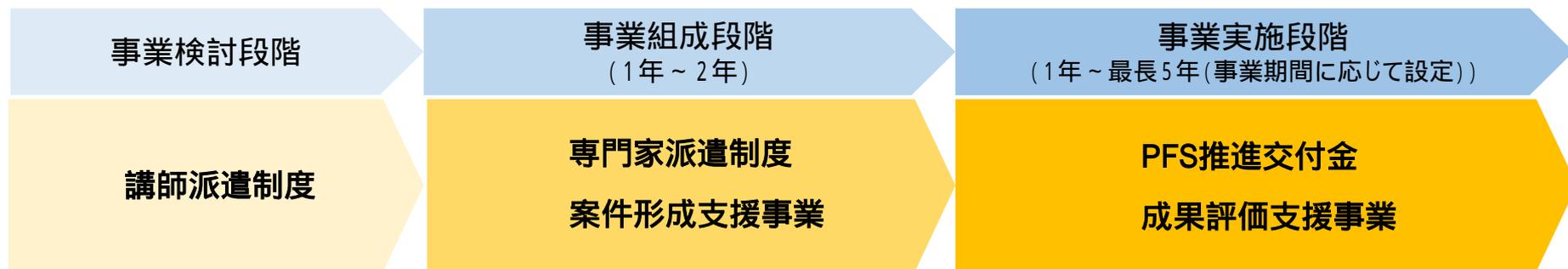
事業組成段階において、先導性の高い案件創出のため、内閣府の契約するコンサルが伴走による案件形成支援を実施

PFS推進交付金【令和6年度公募終了】

PFS事業を実施する地方公共団体に対する複数年の交付金

成果評価支援事業【令和6年度公募終了】

事業開始後に、事業の実施状況確認及び今後のPFS普及につながる知見の獲得のため、内閣府の契約するコンサルが成果評価支援を実施



【PFSに関するお問い合わせ先】

内閣府成果連動型事業推進室(PFS推進室) 齋藤、中村、仲嶺 TEL:03-6257-1168

ポータルサイト(<https://www8.cao.go.jp/pfs/index.html>)においてセミナーの予定や過去の事例などを掲載しているほか、適時、相談フォーム及び電話にて相談を受け付けております。

PFS推進室
ポータルサイト



ご清聴ありがとうございました。



内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1655
FAX : 03-3581-9682
URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>

